

様式第十二号（第十八条関係）

第 号	
<u>特別児童扶養手当認定請求却下通知書</u>	
氏 名	
住 所	
却 下 し た 理 由	
<p>令和 年 月 日付けで特別児童扶養手当の認定の請求がありましたが、上記のとおり却下しましたので通知します。</p> <p>これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、都道府県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県（政令指定都市の場合は市）を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となり、政令指定都市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。</p> <p>なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">知事</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: right;">市長</p> <p style="text-align: center;">殿</p>	

(A列4番)